

KSCA 会報

Vol.14 2015.12.1

目次

PAGE 1-PAGE 4

(1) 職業としてのスクールカウンセラーを巡る課題

PAGE 5

(2) 神奈川県不登校対策自然体験活動事業「きんたろう
キャンプ」について

PAGE 6

(3) KSCA連絡先

(1) 職業としてのスクールカウンセラーを巡る課題

職業としてのスクールカウンセラーを巡る課題

中野 早苗

スクールカウンセラーの雇用拡大の歩み

平成7年に当時の文部省の活用調査研究委託事業として導入されたスクールカウンセラー（以下SCと呼ぶ）は、平成13年度から文部科学省による活用事業補助と名を変え、全国の公立中学校全校配置へと至った。私は平成8年度から横浜市を含む神奈川県内でSCとして勤務し続けてきたが、学校の受け入れ態勢は年を経る毎に整い、現在では、教員と共に子どもに関わるスタッフとして、かなり認知され、活用されつつあると実感している。

平成7年度、神奈川県では高校1校と中学校2校が研究指定校となり、SCが初めて配置された。臨床心理士資格取得者というのが、SCの任用条件だった。勤務形態は、週1日8時間で年間35週勤務というものだったので、初めの3人のSCは、

元々勤務していた大学・病院などでの心理臨床業務との掛け持ちをしていた。その後SCは、3人から16人、33人、56人と年々人数を増やしていったが、その段階では、非常勤で働く臨床心理士の女性が多く、中には私のように、臨床心理士資格を取得していたものの、結婚・育児でしばらく職を離れていた女性も少なからずいた。育児がひと段落したので、そろそろ復職したいと考えていた心理職の女性にとって、SCは願ってもない雇用の場であった。育児がひと段落したとはいえ、まだまだ主婦役も母親役も果たさなければならない身としては、週何日かの非常勤という働き方が、ありがたくもあったのである。

神奈川県内のSCの雇用条件

SCを中心として臨床心理士の雇用の場が拡大するに従い、臨床心理士を養成する大学・大学院が増加し、そのシステムが整備された。それによって、若い臨床心理士たちが多く社会に出ようになり、男性も増えた。そうなった今、職業としてのスクールカウンセラーは、新たな局面を迎えている。その理由は職業としてのSCを

巡る課題と直結しており、それを雇用条件の観点から整理してみたい。

神奈川県内のSC等の雇用体系は、少々複雑である。川崎市・相模原市・横浜市の3政令指定都市とそれ以外の神奈川県域は、それぞれ独立してSCを採用している。元々の雇用形態は、年間勤務時間数が決まっている中での時給制だが、後に月給制での雇用も出現した。市町村によってそのいずれか、または両方の形態を採用している。相模原市は月給制、横浜市は時給制のSCと月給制の学校カウンセラーの二本立てである。県域でも、藤沢市と平塚市には、国庫負担プラス県費で時給制のSCと市費負担の月給制のスクールカウンセラーがいる。他にも、綾瀬市、横須賀市、逗子市、葉山町、愛川町などで、国庫負担プラス県費のSCに市町村費でのスクールカウンセラーを組み合わせているところがある。そして、待遇には少しずつ違いがある。代表的な市について一覧表にまとめたのが表1である。各記載事項は、平成26年度の就業要綱に基づいている。

報酬の欄（表中*1）を見ていただきたい。全額国庫負担であった当初の時給は5,500円だったが、国庫負担3分の1になった今、その金額を維持しているのは川崎市のみで、横浜市は200円減、県域は500円減となっている。表中、報酬欄に「無資格者」の行があるが、それは資格欄（*2）にあるように、「それに準ずる者」のことである。臨床心理士の資格を取っていないが、心理相談業務の経験があり、雇用主に有資格者に準ずると認められた者を意味する。SCの採用人数が増えて来た頃から、無資格者もある程度採用されるようになった。年間勤務時間数（*3）は、当初が280時間で、川崎市と横浜市がその時間数を維持、県域は35時間減となっている。福利厚生面では、時給制のSCは国民健康保険・国民年金である。年次休暇（*4）については、県域のみ年間に7時間まで時間単位で取れると要綱に明記しているが、川崎市・横浜市の要綱には記載されていない。

月給制の方の“その他”の欄（*5）を見ていただきたい。横浜市の学校カウンセラー・相模原市青少年教育カウンセラーは、週4日勤務で社会保険が適用される。藤沢市のスクールカウンセラーは、4週あたり14日勤務と16日勤務の2種類があり、16日勤務は健康保険・厚生年金・雇用保険が適用され、14日勤務は雇用保険のみ適用される。報酬欄（*1）を見ると3市の月給は約26万円から29万円、藤沢市の4週あたり14日だと25万円弱である。平塚市のスクールカウンセラーは、週3日勤務で月給が17万円台、社会保険が適用される。藤沢市は最高36万5千7百円まで昇給があるが、他の市では昇給がない。

現在の雇用条件の問題点

先に述べたように、SC導入の初期は、非常勤で働きたいか、または非常勤でも働けばありがたいという人が多かったが、中学校全校配置になり若いSCが増えて来ると、非常勤のままでよいというわけにはいなくなってくる。

年収の金額が最も多くなるパターンは、時給制で週5日働く形である。たとえば川崎市で週3日、横浜市で週2日、時給制のSCとして勤務すると、年収額は約760万円になるが、社会保障が弱い。国民年金・国民健康保険で、病気やケガをした時等の保障は何もない。社会保障を重視して、藤沢市の4週あたり16日のカウンセラーと川崎市のSCを掛け持ちすることもできるが、年収額は最高に昇給した場合でも593万円弱である。

これは、大学院修士課程修了までを求められる専門職の職業としてどうなのだろうか？これから結婚して子どもを育てていこうとする若い人たちが、この職業を安心して選ぶことができるだろうか？そもそも、住む場所を借りるにも買うにも、非常勤では苦勞するのが現実だ。そして、毎年1年ずつの雇用のため、次年度に自分が望むように雇用してもらえるのかどうか、3月にならないとわからず、報酬がその年その年の予算の影響をダイレクトに受けるリスクもある。現に県域では今年度、国庫負担金が減額になったとの理由で、年間勤務時間数が更に10時間減となった。その通知があったのは4月に入ってからだった。

現実には、長くSCを続ける人が、特に若い世代には少なくなっている。数年SCをやっているうちに、雇用や収入がある程度安定していて社会保障もあるような職が見つければ、そちらに行ってしまう。このことは、SCの能力向上において大きな痛手であり、それは同時に子ども・保護者・学校にとっての不利益に直結する。

学校臨床のスペシャリストが育つために

SCは、学校という場や組織を十分に理解していなければ、心理職としての専門性を活かすことができない。病院勤務や開業のカウンセラーとは働き方が全く違うし、同じ教育分野でも、自治体の教育相談室の相談員とも違う。

SCの働き方で特徴的なことが4点ある。1点目は守秘義務に対する考え方である。SCの場合は、SCも含めて子どもに関わる教職員のチームでの守秘義務と考え

る。危機管理も念頭に置いて、チームで共有すべき内容・伝えるべき相手を判断する力が必要である。2点目は心理療法や心理テストについての考え方である。病院・開業・教育相談機関では、心理療法や心理テストを行うことはまさに心理職の仕事なのだが、学校には機密性の高い診療室はないし、何より学校は子どもにとって生活の場であることから、心理療法も心理テストも行わない。それが必要な場合には外部機関につなげる形をとる。外部機関についての生きた情報を収集することも大きな役割だ。3点目はコンサルテーション機能である。問題の背景・原因を見立てて、有効な対応方法を提案する専門性を持ち、できるだけ専門用語を使わずに保護者や教職員にわかり易く伝えることができなければならない。また、問題の原因が子どもの心理的な課題ではなく、家庭環境や学校環境にある場合もあるので、心理的な視点のみに囚われずに、広い視野から問題をアセスメントする能力も求められる。中学卒業後の進路についても知識が必要だ。4点目は柔軟性である。SCの仕事は、予約があつての相談室での面談だけではない。職員室での教職員との短い会話や授業での児童生徒の観察、廊下での児童生徒との関わりなど、相談室の外も常に仕事の場となる。飛び込みの面談もある。学校での時間の流れに柔軟に対応する必要がある。

このように学校の中で効果的に役目を果たす術は、研修と経験の両方から身に付

くものだ。SCは学校臨床のスペシャリストである必要がある。ところが、多くの人が数年でSCをやめてしまつては、学校臨床のスペシャリストは育つはずもない。SCを職業とすると決めたなら、どのような条件下でも、自己の能力を高めるべく研鑽を積むことは言うまでもない。しかし、安心してその職業を続けていけるような雇用条件が整備されなければ、SCに適性のある有能な人材を確保しておくことは難しいであろうと、私は懸念している。

追記：今年7月に文科省の「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」の中間まとめが発表され、SCやSSWの位置づけを法令に定め、将来的には教職員定数の中に組み込んで国庫負担の対象とするという方針が明かされた。このことが近い将来実現することを願うとともに、私たちは襟を正し、SC全体の力量の向上をより一層目指していきたいと思う。

(神奈川県教育文化研究所「所報2015」22-25.)

Kanagawa School Counselor Association

		時給方式			月給方式			
自治体名		神奈川県域	横浜市（スクールカウンセラー）	川崎市	藤沢市	横浜市 （学校カウンセラー）	相模原市＝青少年教育 カウンセラー	平塚市
*2		臨床心理士、精神科医、 専門知識を持った大学の 常勤職員かそれに準ずる 者	同左	同左	同左	臨床心理士、学校心理士 等	臨床心理士、大学または 大学院で心理学を専門に 学んだ人、相談業務に従 事した経験のある人	臨床心理士
業務			児童生徒へのカウンセリング 教職員・保護者への助言・援助 その他	児童生徒へのカウンセリ ング 教職員・保護者への助 言・援助 緊急対応 その他	児童生徒へのカウンセリ ング 教職員・保護者への助言・ 援助 PTA・公民館の研修支 援、スクールソーシャル ワーカーの補助	不登校や友人関係など児 童生徒や保護者等が抱え る悩み・不安についての相 談業務	青少年相談、教育相談、 学校出張相談、その他相 談センター全般業務	児童・生徒へのカウンセリ ング、教職員及び保護者 に対する助言、援助
身分			地方公務員法による非常勤特別職 員		地方公務員法による非常勤 職員	横浜市嘱託員 非常勤特 別職員）	相模原市教育委員会非常 勤特別職	非常勤特別職
雇用期間		1年以内 最大 3年まで雇 用更新可）			委嘱期間は 1年 再任可	4月 1日より1年、4回を上 限に更新あり。	4月 1日から翌 3月 31日最 大 5年継続可 5年後再受 験可 青少年相談センター、相談 指導教室、市内小中学校 に勤務	
選考		市町村教育委員会が県教 委へ派遣申請し、県教委 が候補者を選考する。学 校長が候補者を面接して 決定	選考により予算の範囲内で委嘱する	総合教育センター総務室 長及び教育相談センター 室長が選考する。定数 51		書類審査（＋作文）、面接 学校に入るカウンセラー に期待されていること）		
*3 勤務日及び勤 務時間		1校につき1日当たり7H、 年 245H 中学重点校は1日 7H、年 490H 複数校兼務可 1週 20H 未満	1回につき原則 7. 5H、年 280H 複数校兼務可	1日＝ 7H 年間 280時間 緊急対応 1件上限 24H	4週当たり14日か 16日 平日は 8時半～ 17時 土曜日は 8時半～ 12時 1 5分 休憩時間 正午から午後 1 時	週 4日 8:45～ 17:15 含む休憩）	7時間 30分 8時 30分～ 17時 休憩 1 時間） 週 4日勤務	週 3日 原則として1人が 校を担当する） 8:30～ 7:15
超過勤務		1日あたり7Hと決まってお り、書類には超過時間数 を記載できない。管理職 の配慮で調整。	出勤簿に実勤務時間を記載すること ができる。					
*4 休暇	有給休暇	1年 1日 時間単位	記述なし	記述なし	藤沢市非常勤職員と同様	年休、夏季休暇、など	年次休暇 10日	年次有給休暇付与
	無給休暇	療養休暇 補償は労災 給付 生理休暇 その他必要と 認める時						
*1 報酬	有資格者	1H＝ 5000円	1H＝ 5300円	1H＝ 5500円	4週当たり14日＝ 249, 8 00円 4週当たり16日＝ 285, 0 00円 2年ごとに昇給する最高 3 65, 700円（20年以上）	287, 800円	260, 000円 税込）	171, 600円
	無資格者	1H＝ 3500円	1H＝ 3300円	1H＝ 3300円				
	交通費	通勤手当 あり	交通費実費相当額				市外居住者のみ支給	
解雇		ふさわしくない行為 心身の故障 職務義務違反	勤務実績がよくないとき 心身の故障で6か月以上休養 刑事事件で処罰 経歴詐称 職務義務違反	勤務実績がよくないとき 心身の故障 その他				
*5。			連絡協議会の設置。 この要綱に定 めるもののほか、スクールカウンセ ラーの就業に関する事項は、労働基 準法その他関連法令の定めるところ による」という記述あり。	この要綱に定めのない 事項については労働基準 法その他の法令による」と いう記述あり。	4週当たり16日は協会健 保、厚生年金加入	雇用保険、厚生年金等に 加入 勤務場所は各区 福祉事務所と学校訪問等 緊急支援にも対応する	健康保険、厚生年金、雇 用保険有	社会保険加入

(2) 神奈川県不登校対策自然体験活動事業「きんたろうキャンプ」について

神奈川県不登校対策自然体験活動事業「きんたろうキャンプ」について

本事業は、神奈川県の不登校対策の一環として「足柄ふれあいの村」が実施しています。不登校の状態にある、あるいは学校を休みがちな児童・生徒を対象に、日常を離れ豊かな自然環境の中で様々な状況の参加者とふれあい、体験活動を行うことにより、「心身のリフレッシュ」「自主性・自立性の改善・向上」「対人関係能力の改善・向上」等、新たな日常生活を送るための力を養えるような機会を提供するとともに、県内市町村教育委員会及び各小・中学校、各教育支援センター（適応指導教室）等との連携を図り、参加した児童・生徒の学校生活の再開や社会的自立へつなげていくことを目的としています。

きんたろうキャンプでは県内の様々な場所で、日帰りから4泊5日までのキャンプを、1年を通して行っています。

参加者には日帰りキャンプ、又は1泊2日の親子キャンプから参加して頂き、職員・スタッフ間で毎回情報の取りまとめを行い、泊数の長いキャンプへと徐々に移行できる様にプログラムを組んでいます。

キャンプの効果としては、行動面の改善（79.3%）・精神面の改善（62.1%）・学校との関わりについての改善（58.6%）等が見られました。

参加者からは、「マスつかみで取ったマスが美味しかったので、新鮮なものは美味しいんだと思った。魚を焼く用の串作りでナイフを初めて持って怖かったけど、スタッフが使い方を教えてくれたから安全に使えました。」といった感想が寄せられました。また、保護者からは「キャンプ後表情が豊かになり、家庭でも会話が増えた気がします。高校に進学したら、英語を勉強してみたい、アルバイトをしてみたい等、前向きな言動が増え嬉しく思います。」や、「専門のスタッフの方や、先生、保護者の皆様と様々なお話をすることができて、子どものありのままを受け入れることができ始めたと感じています。楽しかったこと、親と離れて子ども同士でお風呂に入れたことなど自信に繋がり、学校でも少し楽しめるようになったようです。」といった感想が寄せられました。



(横浜でのシーカヤック)



(キャンプでの振り返り)

(3) KSCA連絡先

メール：office_KSCA@yahoo.co.jp

ホームページ：

<http://www.ksca.info/>

(google検索：「神奈川県スクールカウンセラー協会」)